

照 会 書

平成19年10月18日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 御中

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理 事 長 野 々 山 宏
(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)

(連絡先)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地
ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920 / FAX 075-251-1003

当NPO法人は、消費者契約に関する調査、研究、救済及び支援事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とする消費者、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成しているNPO法人です。なお、消費者契約法に基づく消費者団体訴訟制度における適格消費者団体の認定申請をしております。

当NPO法人では、携帯電話の加入契約につき、利用者の保護を図り、適正な契約を促進するため、調査を行っております。

貴社において、本年8月22日より、携帯電話を2年間継続して契約することによって、基本使用料金を半額とするが解約時には9975円（税込み）を徴収するという制度（通称「ひとりでも割50」）を実施していますが、この解約金に関し、下記のとおり照会をいたします。

つきましては、本書到達後3週間以内に文書でご回答ください。なお、本照会の内容、貴社のご回答の有無・内容、及び本照会以降の経緯・内容、等を当NPO法人ホームページ上で公表する予定ですので、その旨ご承知おきください。

記

- 1、解約によって、元々のプランとの比較で携帯電話会社に生じる損害額は異なるはずであるのに、時期を問わず一律の解約料が設定されている理由。
- 2、一律の解約料が9975円とされている理由。

以 上

照 会 書

平成19年10月18日

KDDI株式会社 御中

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理 事 長 野々山 宏
(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)

(連絡先)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地
ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920 / FAX 075-251-1003

当NPO法人は、消費者契約に関する調査、研究、救済及び支援事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とする消費者、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成しているNPO法人です。なお、消費者契約法に基づく消費者団体訴訟制度における適格消費者団体の認定申請をしております。

当NPO法人では、携帯電話の加入契約につき、利用者の保護を図り、適正な契約を促進するため、調査を行っております。

貴社において、本年9月1日より、携帯電話を2年間継続して契約することによって、基本使用料金を半額とするが解約時には9975円（税込み）を徴収するという割引制度（通称「誰でも割」）を実施していますが、この解約金に関し、下記のとおり照会をいたします。

つきましては、本書到達後3週間以内に文書でご回答ください。なお、本照会の内容、貴社のご回答の有無・内容、及び本照会以降の経緯・内容、等を当NPO法人ホームページ上で公表する予定ですので、その旨ご承知おきください。

記

1、解約によって、元々のプランとの比較で携帯電話会社に生じる損害額は異なるはずであるのに、時期を問わず一律の解約料が設定されている理由。

2、一律の解約料が9975円とされている理由。

以 上

照 会 書

平成19年10月18日

ソフトバンクモバイル株式会社 御中

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理 事 長 野 々 山 宏
(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)

(連絡先)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地
ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920 / FAX 075-251-1003

当NPO法人は、消費者契約に関する調査、研究、救済及び支援事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とする消費者、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成しているNPO法人です。なお、消費者契約法に基づく消費者団体訴訟制度における適格消費者団体の認定申請をしております。

当NPO法人では、携帯電話の加入契約につき、利用者の保護を図り、適正な契約を促進するため、調査を行っております。

貴社において、本年9月1日より、携帯電話を2年間継続して契約することによって、基本使用料金を半額とするが解約時には9975円（税込み）を徴収するという割引制度（通称「自分割引50」）を実施していますが、この解約金に関し、下記のとおり照会をいたします。

つきましては、本書到達後3週間以内に文書でご回答ください。なお、本照会の内容、貴社のご回答の有無・内容、及び本照会以降の経緯・内容、等を当NPO法人ホームページ上で公表する予定ですので、その旨ご承知おきください。

記

1、解約によって、元々のプランとの比較で携帯電話会社に生じる損害額は異なるはずであるのに、時期を問わず一律の解約料が設定されている理由。

2、一律の解約料が9975円とされている理由。

以 上